

令和3年度 第1回静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会 会議録

日 時	令和4年1月13日(木) 午前10時30分から午前11時30分まで
場 所	WEB会議
出席者 職・氏名	<p>○ 委員 (敬称略、五十音順)</p> <p>&lt;出席&gt;</p> <p>特定非営利活動法人障害者生活支援センターおのころ島 理事長 井出 一史  静岡県保育連合会 副会長兼西部支部長 岡田 泰稔  静岡県児童養護施設協議会 小久保 秀樹  五味社会福祉士個人事務所 所長 五味 保教  特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会 理事 佐藤 万里子  静岡県知的障害者福祉協会 副会長 滝口 裕二  静岡大学 学長 日詰 一幸  静岡県老人福祉施設協議会 副会長 溝口 宜弘  社会福祉法人天竜厚生会 理事長 山本 たつ子</p> <p>&lt;欠席&gt;</p> <p>なし</p> <hr/> <p>○ 県事務局</p> <p>福祉長寿局長 浦田 卓靖  福祉指導課長 沢井 和昭  福祉指導課参事 平野 義徳  福祉指導課福祉指導官兼法人児童指導班長 松下 安孝  福祉指導課法人児童指導班 蒔田 始史、山下 正芳、中村 優吾</p>
議 題	<p>(1) 協議事項</p> <p>ア 静岡県福祉サービス第三者評価基準(放課後児童クラブ)の制定について  イ 福祉サービス第三者評価事業受審率向上策について  ウ 福祉サービス第三者評価機関の新規認証について(株式会社CoAct)  エ 令和3年度事業推進状況について  オ 令和4年度事業計画案について</p> <p>(2) その他</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度 第1回静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会 次第</li> <li>・令和3年度 静岡県福祉サービス第三者評価基準の制定の概要 (資料1)</li> <li>・【放課後児童クラブ】県評価基準案 (資料2)</li> <li>・国ガイドライン通知 (資料3)</li> <li>・福祉サービス第三者評価事業受審率向上策について (資料4)</li> <li>・福祉サービス第三者評価機関の新規認証について (資料5)</li> <li>・令和3年度事業推進状況について (資料6)</li> <li>・令和4年度事業計画案について (資料7)</li> </ul>

静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領第5条第2項の規定により、日詰委員長に議事進行を依頼した。

◆ 事務局から各議題について配付資料により説明を行った。

◆ 質疑・意見及び議事結果の要旨は次のとおりである。

#### 協議事項 ア

静岡県福祉サービス第三者評価基準（放課後児童クラブ）の制定について

発言者	発言内容
	特に質疑・意見がなく承認された。

#### 協議事項 イ

福祉サービス第三者評価事業受審率向上策について

発言者	発言内容
山本副委員長	通所の障害者施設や介護施設など収益性が低い種別は受審率が低い傾向にあるので、受審費用をカバーできる仕組みがないと受審率は上がっていかないと思う。
事務局	高齢者施設や障害者施設については、重要事項説明書等で第三者評価の受審状況を記載し、説明することが義務化されているが、公費の負担はないので、介護報酬や障害福祉サービスの加算等で手当してもらえよう国への要望の検討を考えている。
滝口委員	第三者評価の受審を施設整備の加算ポイントに加えることの検討に関して、公費負担のない障害者施設等を、保育所や社会的養護施設と同等に扱うのには疑問を感じる。
事務局	すべての施設一律にというわけではなく、それぞれの施設種別の状況も踏まえて、検討したいと考えている。
五味委員	資料の受審率の数値については、単純に受審数の累計を施設数で割った数値になっていないか。
事務局	その通りなので、精査して報告したいと思う。

小久保委員	受審することによるメリットをわかりやすく伝えるパンフレットを作成し、伝えていくことが必要と感じる。
溝口委員	次年度に再度第三者評価の受審を計画しているが、自己評価の作業で自らの取組を検証し、それに対し評価機関からの客観的な評価を受けることにより何が足りないかに気づき、サービスの質の向上につながる手段としての価値を感じている。 費用対効果をうまく啓発できればよいと思う。
日詰委員長	ぜひ、パンフレットを作成し、メリットをアピールしてもらいたい。  (その他の委員から異議はなかった。)

#### 協議事項 ウ

##### 福祉サービス第三者評価機関の新規認証について (株式会社 CoAct)

発言者	発言内容
五味委員	認証自体は基準の要件を具備しているので問題ないが、新規認証機関がコンサルティング業務を生業としていることについては、実際に東京都においてコンサルティング業務の集客のために第三者評価事業を使った事業者に対して認証を取り消した事例があるので、県にはしっかりと指導もお願いしたい。
事務局	評価事業の際には、コンサルティング業務を行わないのが基本であるので、注意して慎重に対応したい。
溝口委員	第三者評価のヒアリング等の中で、サービスの質の向上のために、参考としてアドバイスを受けられることもメリットと感じているが、コンサルティングと評価はどう区分して考えればよいのか教えてほしい。
五味委員	積極的に助言やコメントをすることが第三者評価の目的ではないので、なるべく控える必要があるが、実際に事業者から質問を受けた場合には、「他の受審施設ではこのような取り組みをしているところもあります。」程度にとどめるよう、評価調査者指導者養成研修において指摘を受けているので、県の評価調査者養成研修においても、同様に研修生に伝えている。  (その他の委員から異議はなかった。)

協議事項 エ

令和3年度事業推進状況について

発言者	発言内容
五味委員	<p>評価調査者養成研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも時間を短縮し、実習等は対面ではなくオンラインで行なった。そのため、すぐに実務を行なうのは難しいと思うので、所属先の評価機関において、同行してその様子を見るなどの配慮が必要と考える。</p>
事務局	<p>12月に行なった評価機関との連絡調整会議において、本年度の評価調査者養成研修の実施状況を説明した上で、新規調査者のアフターフォローについても依頼した。今後も評価機関との意見交換を踏まえて、対応を検討したいと考えている。</p>
山本副委員長	<p>社会福祉法人が行なっている評価機関は、第三者評価委員会を設置し、調査した項目についての妥当性を検証しているが、民間企業の場合には法律で第三者評価委員会の設置が義務化されておらず、評価の妥当性を検証する仕組みがないことが気になるので、県で検討してもらえないか。</p>
事務局	<p>現状そのような仕組みはないが、来年度、評価機関を対象に3年に1回実施する更新時研修を予定しているので、評価機関に対して説明するとともに、全国組織である全国社会福祉協議会等の意見も聞き、対応を検討したいと考えている。</p>
五味委員	<p>第三者評価事業実施要領において、評価結果の取りまとめは3名以上の評価調査者による合議の上で行なうことが明記してあるので、これを徹底するだけでも妥当性が強まると思う。</p> <p>(その他の委員から異議はなかった。)</p>

## 協議事項 オ

令和4年度事業計画案について

発言者	発言内容
五味委員	評価調査者養成研修等の講師の世代交代が進んでいなく、後継者が危ぶまれるので、評価調査者指導者養成研修の受講生を積極的に評価調査者養成研修の場で起用するなど、講師の若返りに取り組んでいただきたい。
事務局	評価調査者養成研修等の講師については、新しい人材の発掘に力を入れるとともに、全国組織である全国社会福祉協議会による研修等の一括運営についての要望も検討したいと考えている。  (その他の委員から異議はなかった。)

## その他

発言者	発言内容
井出委員	東京都での事業者の認証を取り消した実例を踏まえ、第三者評価を含め社会福祉事業が、公正・中立でなければならないことを改めて認識した。